

扶養義務者が生活費や教育費を贈与した場合の贈与税

平成27年1月1日以降の相続から基礎控除額が引下げられました。相続税の節税対策として孫への「教育資金の一括贈与」や「結婚・子育て資金の一括贈与」を検討しています。その他、今からでもできる節税方法があれば教えてください。

■直系尊属からの教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与

「教育資金の一括贈与」や「結婚・子育て資金の一括贈与」に係る贈与税の非課税制度は、「教育資金」や「結婚・子育て」に充てるために、その直系尊属が金銭等を出して金融機関に信託した場合等には、各々の限度額まで贈与税が非課税となる制度です。

2つの制度の概要は表のとおりです。この2つの制度には、次の2つの大きなメリットがあります。

- ①一括して金銭を贈与できるという点。
- ②金融機関が領収書などで「教育資金」または「結婚・子育て」に使ったことを確認し、それぞれの用途で贈与を受けたことを金融機関が証明してくれる点。これにより、将来の税務調査で、贈与の成立について税務署から指摘を受けるリスクが減少されると思われま

す。デメリットとしては、信託口座からお金を引出した場合には、その支払いに充てた金銭に係る領収書など、その支払の事実を証する書類を金融機関等に提出する手間がかかるという点です(平成27年の改正により、平成28年1月以降提出する書類については、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、領収書に代えて、教育資金の内訳などを記載した明細書を提出することが認められることになりました)。また、対象年齢を過ぎた際に残額があるときは、その残額は、その年の贈与税の対象となります。

●直系尊属からの「教育資金」「結婚・子育て資金」の一括贈与

	期間	受贈者の対象年齢	限度額	申告方法
教育資金	平成25年4月1日～平成31年3月31日	30歳未満	1,500万円 (※1)	金融機関等に信託口座を開設し、金融機関等を経由して申告書を提出
結婚・子育て資金	平成27年4月1日～平成31年3月31日	20歳以上 50歳未満	1,000万円 (※2)	

(※1) 学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度
(※2) 結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度

	学校等に支払われる金銭	学校等以外に支払われる金銭
教育資金等とは	①入学料、授業料、入園料、保育料等 ②学用品の購入や修学旅行費や学校給食費など	①教育・スポーツ(学習塾、水泳教室など) ②通学定期代・留学渡航費など
	結婚に際して支払う金銭(300万円限度)	妊娠、出産及び育児に要する金銭
結婚・子育て資金とは	①挙式費用、衣装代等の婚礼の費用 ②家賃、敷金等の新居費用、転居費用	①不妊治療・妊婦健診に要する費用 ②分娩費用等・産後ケアに要する費用 ③子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料など

※結婚・子育て資金については、受贈者が50歳に達するまでの間に、贈与者が死亡した場合には、残額を贈与者の相続財産とみなされ、相続税の対象となり、節税効果は低くなります。一方、教育資金については、受贈者が30歳に達するまでの間に、贈与者が死亡した場合でも、残額は贈与者の相続財産とみなされませんので、相続税の節税となります。

■扶養義務者からの生活費または教育費の贈与

上記の2つの制度も活用のメリットは十分にありますが、この他にも「扶養義務者」からの「生活費」または「教育費」の贈与については、通常必要と認められるものについては贈与税が非課税となっていますので、これをうまく活用することも大きな節税となります。

「扶養義務者」とは、①配偶者、②直系血族(父母、祖父母等)および兄弟姉妹、③三親等内の親族で生計を一にする者、をいいます。扶養義務者は、同居である必要はなく、別居でもかまいません。

「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用(教育費を除く)をいいます。また、治療費や養育費等を含みます。具体的には、食費や家賃の負担、入院費用や出産費用の負担などがあげられます。

「教育費」とは、子や孫(被扶養者)の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費、通学のための交通費、学級費、修学旅行参加費等をいい、義務教育に係る費用に限りません。具体的には高校の学費、塾の月謝等も「教育費」となります。

なお、贈与税の課税対象とならない生活費または教育費は、生活費または教育費として「必要なつど直接これらの用に充てるために

贈与を受けた財産」であり、数年間分の生活費または教育費を一括して贈与を受けた場合に、その財産が「預貯金となっている場合」や「株式や家屋の購入費用に充てられた場合」など、その生活費または教育費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となるので注意が必要です。

そのつど「生活費」や「教育費」の贈与を受ければ、贈与税は非課税ですので、贈与する際には、毎月必要に応じて使い切る金額で行う必要があります。また、支払方法ですが、将来の税務調査を考えて、振込みで証拠が残るようにするのがいいと思われます。